

平成30年度1号認定月額利用者負担

階層区分			1号認定利用者負担
A	生活保護法による被保護世帯		0円
B	A階層を除き市町村民税の額が非課税又は均等割の額のみ	ひとり親等世帯(※)	0円
		その他の世帯	3,000円(0)
C1	A階層を除き市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	ひとり親等世帯(※) 3,000円(0) その他の世帯 10,100円(5,000)
		77,101円以上 211,200円以下	20,500円(10,200)
C2	A階層を除き市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	211,201円以上 241,200円以下	24,000円(12,000)
C3		241,201円以上 281,200円以下	24,400円(12,200)
C4		281,201円以上	25,700円(12,800)
C5			
C5			

※ひとり親等世帯とは次の世帯です。

- ・ひとり親世帯（寡婦（夫）控除のみなし適用を受けているひとり親世帯を含む。）
- ・次の在宅障がい者（児）のいる世帯（手帳等の写しの提出が必要となります。）

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金等の受給者

備考

- 年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、その中で最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントし、第1子は上記の金額、第2子は半額（100円未満は切り捨て）、第3子以降は無料となります。
なお、就学前の子どもは幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚園部、児童心理治療施設に入所または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用していることが必要です。
カッコ内の料金は、第2子の半額を適用した場合の料金です。
- Bに該当する世帯（ひとり親等世帯を除く。）については、保護者と生計を一にする子を算定対象人数に含め、年齢の高い児童から1人目は上記の金額、2人目以降は無料となります。
別居の子などで生計を一にしている子がいる場合には別途届出が必要です。
- C1に該当する世帯（ひとり親等世帯を除く。）については、保護者と生計を一にする子を算定対象人数に含め、年齢の高い児童から1人目は上記の金額、2人目は半額（100円未満は切り捨て）、3人目以降は無料となります。
別居の子などで生計を一にしている子がいる場合には別途届出が必要です。
カッコ内の料金は、第2子の半額を適用した場合の料金です。
- C1に該当するひとり親等世帯においては、保護者と生計を一にする子を算定対象人数に含め、年齢の高い児童から1人目は上記の金額、2人目以降は無料となります。
別居の子などで生計を一にしている子がいる場合には別途届出が必要です。
- 婚姻歴のない（未婚）ひとり親家庭に対しては、寡婦（夫）控除のみなし適用して算定することで、保育料が減額になる場合があります。該当する方は、申請が必要になりますのでお問い合わせください。
- この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）